

奈良県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 北野吐山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
7	宇陀市室生無山五	前	A	三・二	二四一・七	旧道移管
2	一番一先から		B	七・八	二六〇・〇	
1	宇陀市室生無山六 三番一先まで	後	B	七・八 二二・三	二六〇・〇	